

答 申 書

平成22年度

豊田市国民健康保険運営協議会

平成 22 年 12 月 16 日

豊田市長
鈴木 公平 様

豊田市国民健康保険運営
会長 宇井 銀



豊田市国民健康保険税等について（答申）

平成 22 年 7 月 1 日に貴職から諮問を受けました下記のことについて、次のとおり答申いたします。

記

平成 23 年度豊田市国民健康保険税及び出産育児一時金について

第1 審議経過

当協議会は、平成 22 年 7 月 1 日に貴職から豊田市国民健康保険税等について意見を求められた。

1 平成 23 年度豊田市国民健康保険税について

(1) 背景

豊田市の財政状況は、昨今の景気動向の悪化により厳しい状況下におかれている。国民健康保険事業においても、歳出における医療給付費は増加傾向であることに對し、歳入においては所得の減少に伴い国民健康保険税が大幅に減収となっている。従って、収納率に回復傾向が見受けられるものの、収支のバランスを保つことは非常に困難な状況にある。このままの状態では、来年度において、約 6.4 億円余の不足額が生じる可能性がある。

(2) 内容

本来であれば、税率改正を行って、保険税で不足額を賄うべきであるが、セーフティネットとしての役割を持つ国民健康保険事業の特質を考慮して、不足額の 1/2 程度を税率改正により保険税で賄い、残りの不足額については、一般会計等からの繰入れで対応すべきであるとの意見が大勢を占めた。

ただし、この不況下においては、被保険者への新たな負担を少しでも軽減するため、不足額の 1/2 程度を賄う税率改正を基本とするものの、豊田市の財政状況が許す範囲で一般会計等からの繰入れを拡充し、保険税の上昇を少しでも抑えることを求める意見も多数出された。

2 出産育児一時金について

出産費用の全国平均や国の方針を注視し、更に豊田市を取り巻く諸情勢について検討を行った。

第2 答申内容

1 平成 23 年度豊田市国民健康保険税について

平成 23 年度豊田市国民健康保険税については、一人当たり平均で、年間約 5,500 円、5.06%の引き上げを行い、不足額の 1/2 程度を税率改正により賄うことを基本とする。

具体的には、

- ・医療分の均等割、平等割の増額分をともに 600 円とする。
- ・後期高齢支援分の均等割、平等割の増額分をともに 1,200 円とする。
- ・介護分の所得割を 0.14%の引き上げとし、均等割、平等割の増額分をともに 600 円とする。

【医療分】

	所得割	均等割	平等割
22年度	4.35%	27,000円	23,400円
23年度	4.35%	27,600円	24,000円
差	0%	+600円	+600円

【後期分】

	所得割	均等割	平等割
22年度	2.05%	2,400円	2,400円
23年度	2.05%	3,600円	3,600円
差	0%	+1,200円	+1,200円

【介護分】

	所得割	均等割	平等割
22年度	1.06%	7,600円	5,100円
23年度	1.20%	8,200円	5,700円
差	0.14%	+600円	+600円

2 出産育児一時金について

次のとおりとすることが適当である。

- ・平成23年度については、国の決定どおりの出産育児一時金の額とする。
- ・平成24年度以降において、出産育児一時金の変更がある場合は、国の決定に準ずることとする。

3 改正時期

平成23年4月1日から実施することが適当である。

第3 付帯意見

国においては、国民健康保険に係る大規模な制度改正が検討されている。また、景気動向が不透明で安定した国民健康保険税の確保が難しい状況にある。更に、増え続ける医療費に対処しながら、保険財政の収支を均衡させるために、一般会計等から繰入れを行っているが、これについても限界に来ている。

従って、今後は、国民健康保険の税率の設定方法や公費の投入基準について、定期的に検討する仕組みを設けることが適当であることを提言する。